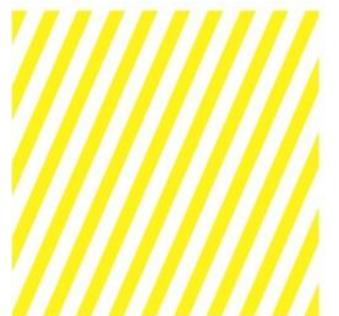


議案資料1

令和元年度第1回 茨木市都市計画審議会

2019年5月28日

次なる
茨木へ。

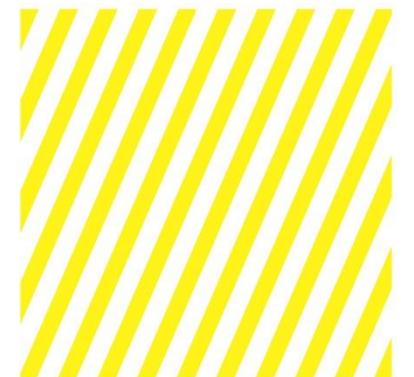


茨木には、次がある。

議第112号

北部大阪都市計画公園の変更について (中央公園)

次なる
茨木へ。

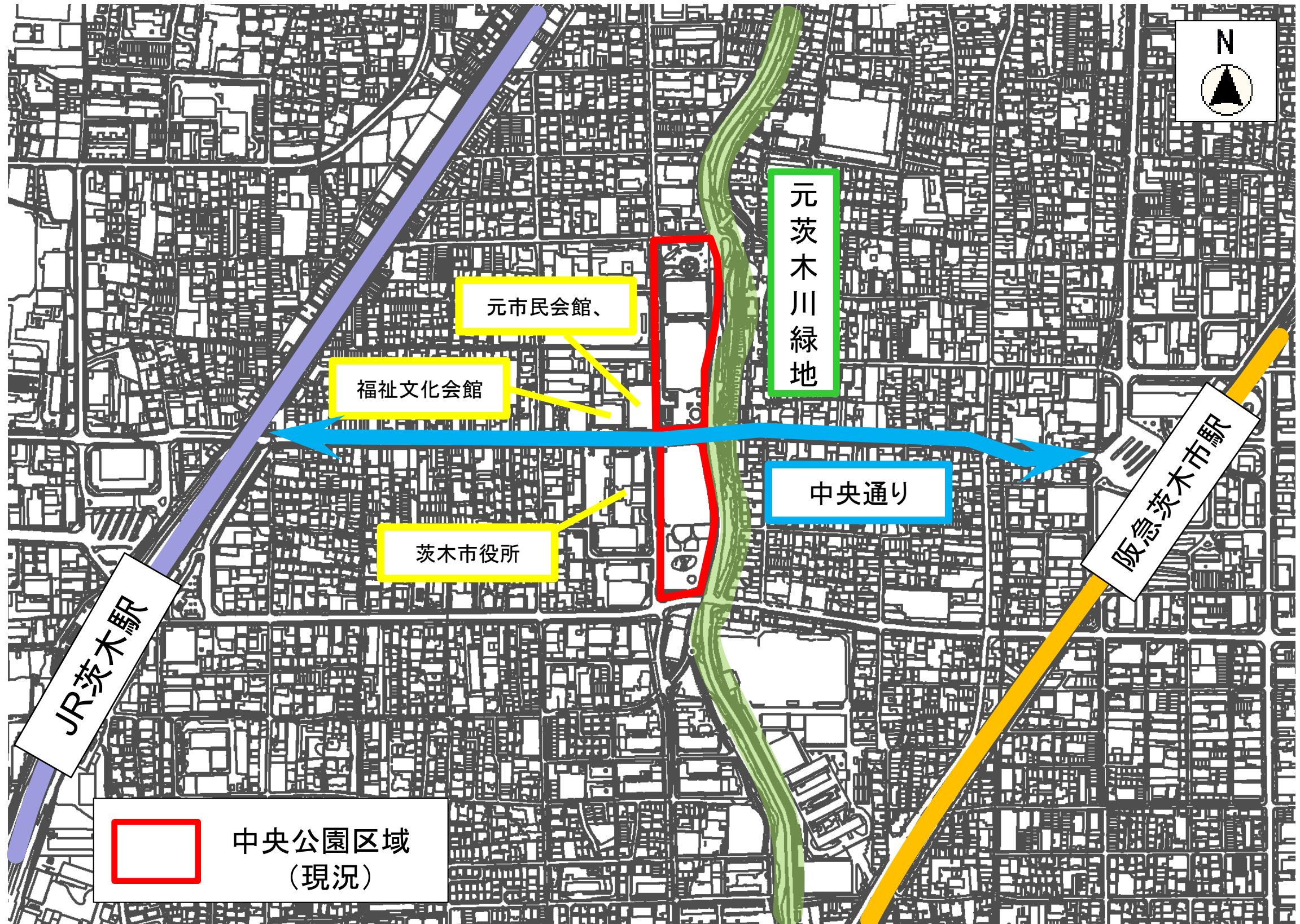


茨木には、次がある。

- 1 対象地区
- 2 市民会館跡地エリアのまちづくり
- 3 都市計画変更の必要性と目的
- 4 都市計画変更の内容
- 5 スケジュール

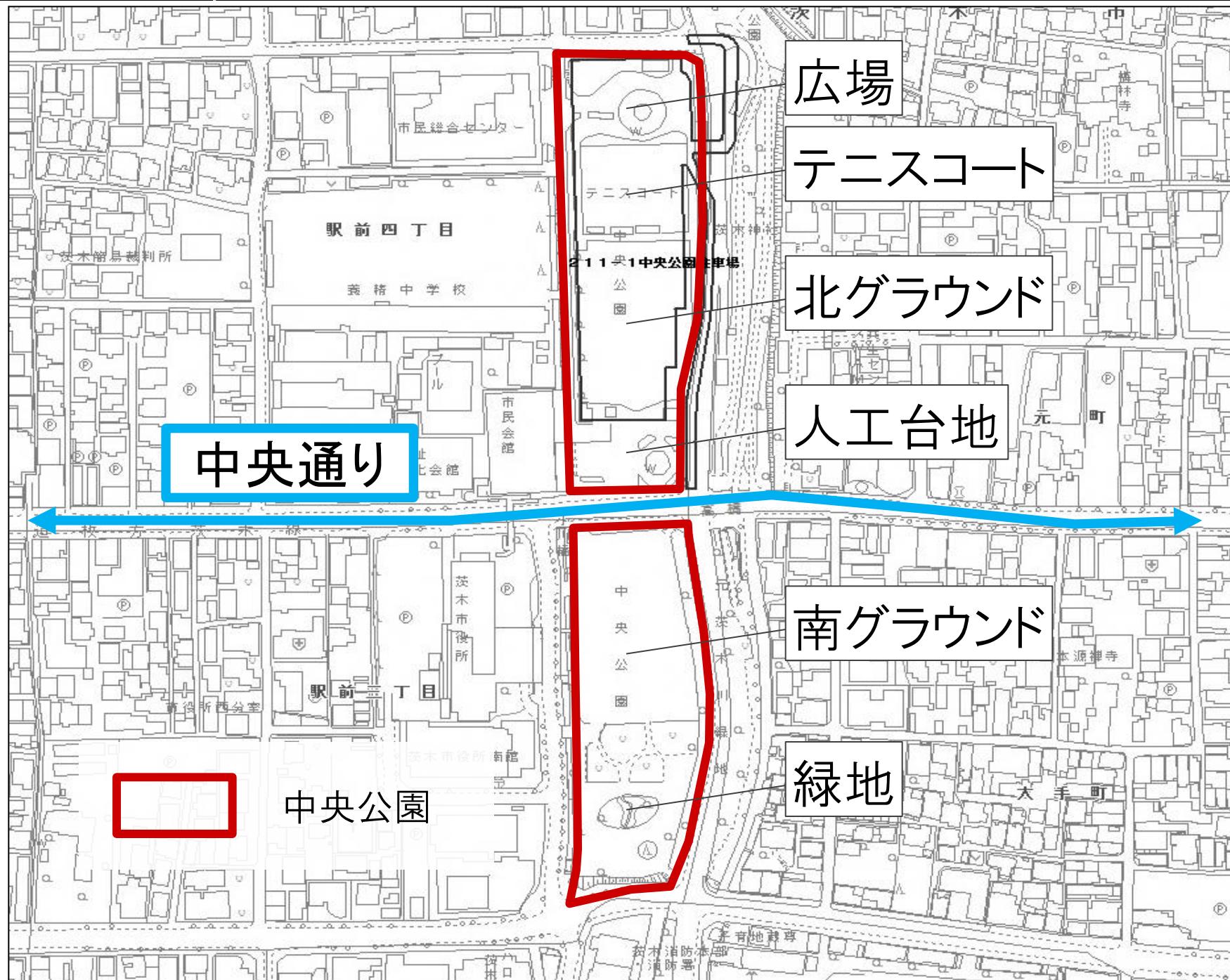
1 対象地区

■ 対象地区

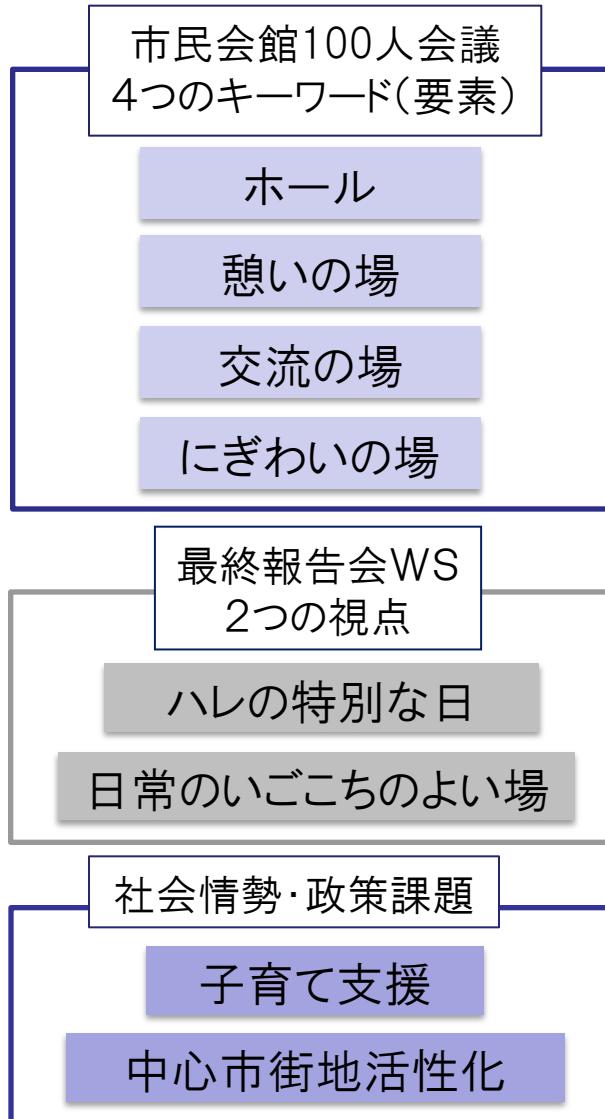


1 対象地区

| | |
|---------|-----------------------------|
| 都市公園の種類 | 近隣公園 |
| 開設年度 | 昭和25年度 |
| 開設面積 | 約2.4ha |
| 主要施設 | グラウンド(南・北)、テニスコート、人工台地、緑地など |



【コンセプト・導入機能】



＜導入機能とその方向性＞

① ホール機能「市民の“ハレの場”」

市民の利用を中心としたホールとして、市民にとって特別な「ハレの日」にふさわしい場所とします。

② 憩い「サードプレイス」

芝生が広がる公園など、中心市街地でありながら、緑に囲まれゆったりした空間の広がる「憩い」の場として、誰もが心地よく憩うことのできるサードプレイスをめざします。

③ にぎわい・交流・中心市街地活性化「普段使いできる交流とにぎわいの空間」

日常的にさまざまな人が交流する「にぎわい」の空間とします。

④ 子育て支援「いばらき版ネウボラ」

子育てに関する切れ目のない支援を実現する拠点施設を設置します。

Key Concept 『育てる広場』

- 従来型のハコモノ整備ではなく、「ハレの特別な日」や「日常のいごちのよい場」となるよう、「憩い」、「にぎわい」、「交流」のキーワードをもとに、素敵で使いたくなるような「デザイン」や「仕掛け」を組み込んだ機能(場)を提供する。
- 提供した機能や場所をどのように使い、活動し、変えていくかは、市民自身で考え、市民自身の手により、「育てる広場」として作り上げていく。

【まちづくりの視点】

市民会館跡地エリア

- 元茨木川緑地や川端康成文学館など、自然・文化的要素を備えた南北軸と、賑わいや移動、交流などの都市的要素を備えた東西軸が交わる場所
- 中心市街地の中でも中心部に位置しており、これからのまちづくりを牽引する起点となることが期待される



【エリア整備の方向性】

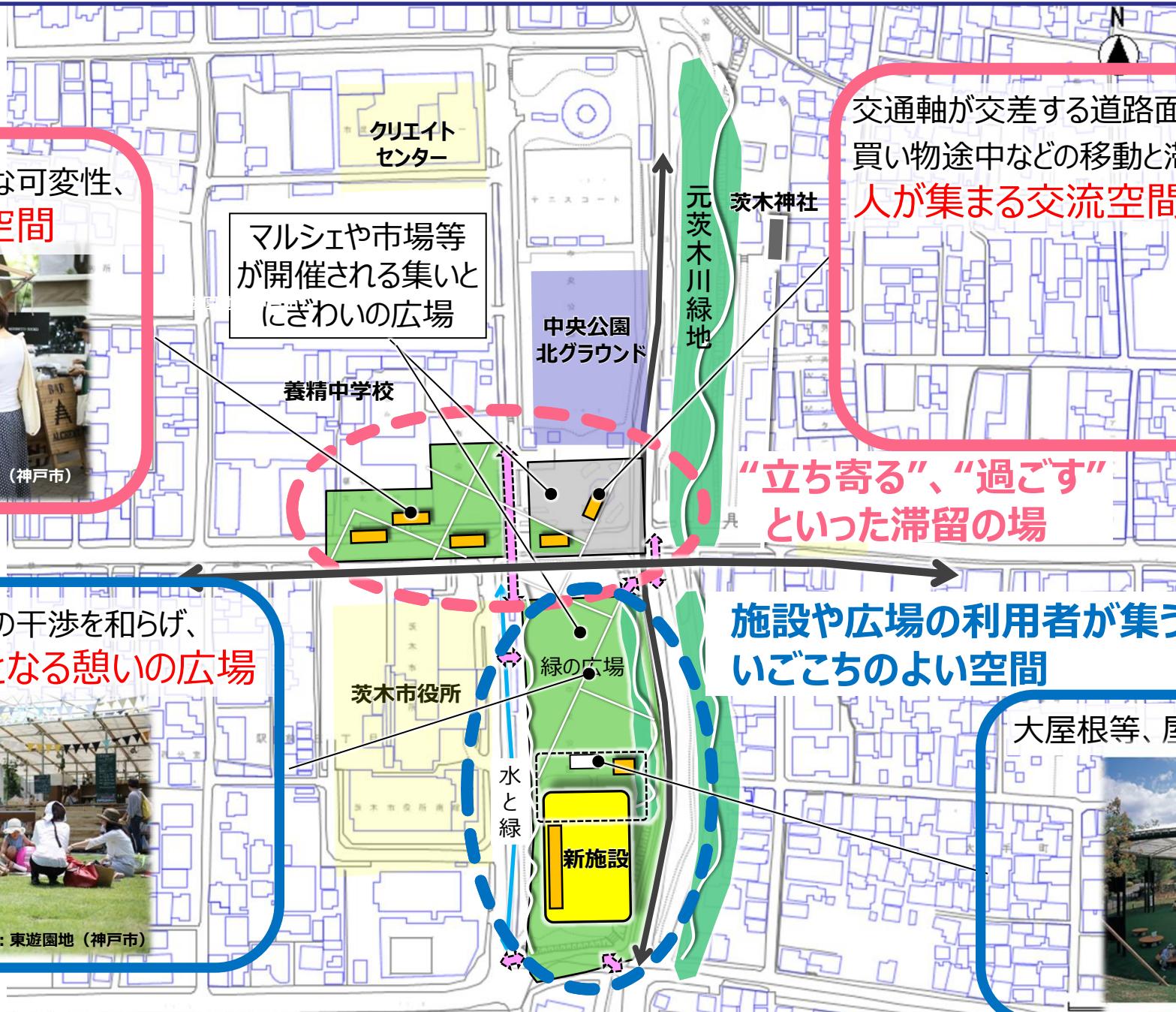
- 施設整備だけでなく、**芝生の広場など緑の広がる憩いの場**を設け、南北軸（自然・文化的要素）における拠点とする。
- カフェなどの立ち寄りスペースや自由に使える活動スペースを設け、**人の移動や活動の中継し、回遊が生まれる**ような東西軸（都市的要素）の接点の役割を果たす。
- 2つの軸の交点としてそれぞれの特徴を活かすことで、**人が集まる場所となること、まちづくりの起点となること**を目指す。

【敷地設定】

施設敷地を南グラウンドの南側にすることにより、

- 「施設や広場の利用者が集う、居心地のよい空間となる憩いの広場」と「“立ち寄る”、“過ごす”といった滞留の場による賑わい・交流の空間」となりうる。
- 2つのエリアのリンクにより、**広がりのあるまちづくり**を期待できる。
- 中心市街地におけるゆとりの空間として、周辺環境を含めた価値創造が図れる。**

簡易な店舗形態など、柔軟な可変性、可能性を確保した**賑わい空間**



交通軸が交差する道路面とフラットな敷地という特性から、買い物途中などの移動と滞留が混在しやすく、**様々な人が集まる交流空間**



“立ち寄る”、“過ごす”
といった滞留の場

適度な囲まれ感が周囲からの干渉を和らげ、**いごちのよい居場所となる憩いの広場**



施設や広場の利用者が集う、
いごちのよい空間

大屋根等、屋外と屋内をつなぐ中間領域



3 都市計画変更の必要性と目的

■ 上位計画における位置付け

● 総合計画

施策5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる

取組②
都市における
みどりの形成

《市が行うこと》

整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。

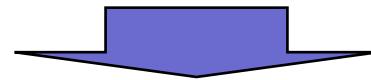
● 都市計画マスタープラン

都市づくりテーマプラン⑤ 良好でうるおいのある住環境の形成を進める

行政施策の
展開方針

利用ニーズに応じた特徴的な公園の適正配置

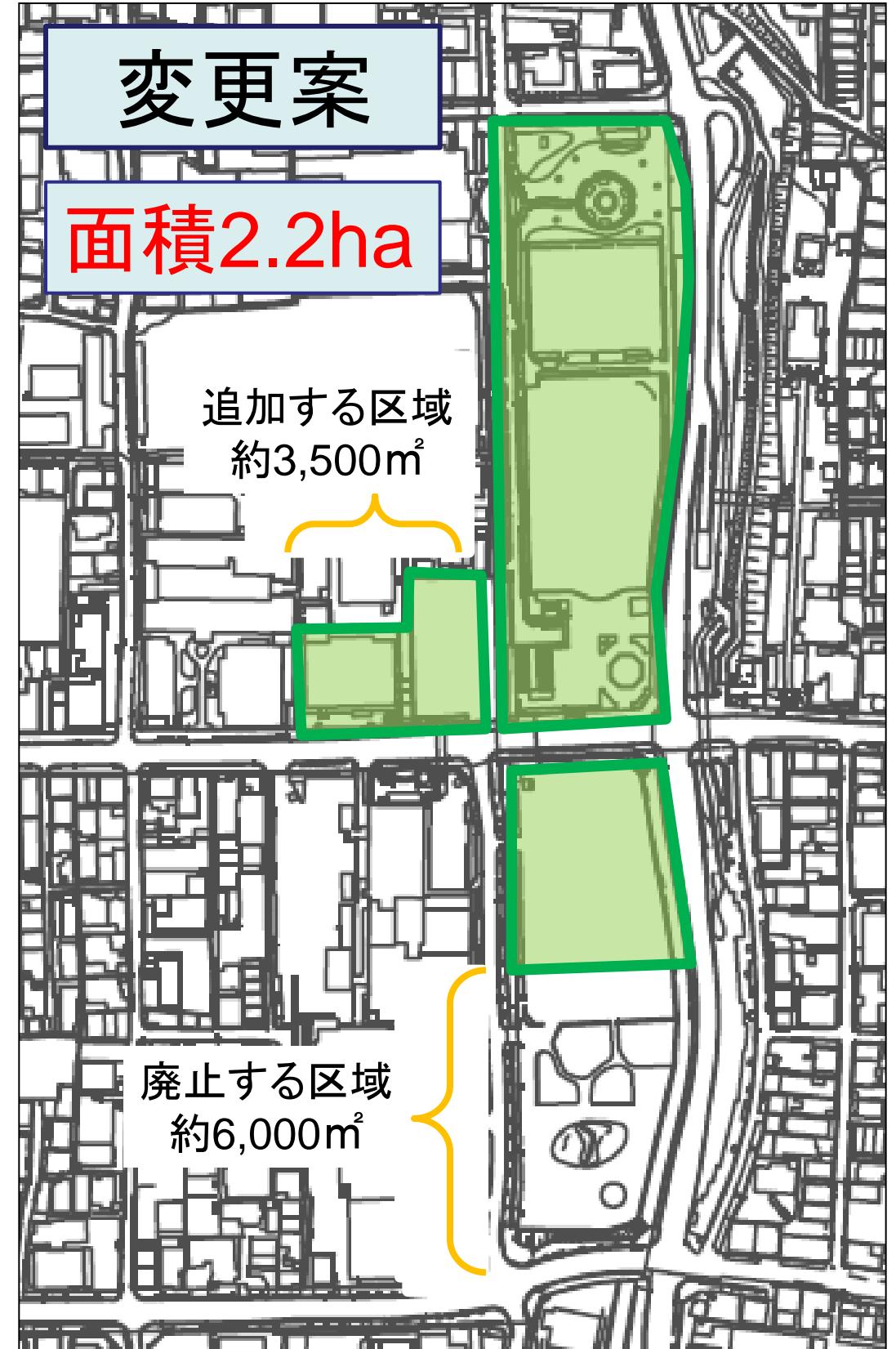
整備後、相当年数が経過している公園について、地域の実情に合わせた再整備を行います。



■ 都市計画変更の必要性と目的

市民会館の建替えを契機に、都市的要素を備えた中央通りと、自然・文化的要素を備えた元茨木川緑地が交差する本市中心部において、『居心地のよい空間となる憩いの広場』と『“立ち寄る”、“過ごす”といった滞留の場による賑わい・交流の空間』を創出し、中心市街地におけるゆとり空間として、周辺環境を含めた価値創造を図るため、中央公園の区域及び面積を変更する。

■ 変更の内容



■ 公園施設の整備イメージ

グラウンドとして整備

(2020年度末頃完成予定)

グラウンド

店舗等

広場

中央通り

人が滞留し、マルシェやイベントなどが実施される賑わいの交流空間として整備

(2025年度頃完成予定)

芝生広場の設置などにより、街中でありながら、憩えるサードプレイスとなりうる空間として整備

(2023年度頃完成予定)

広場

大屋根

新施設



地元説明会

2019年2月16日(土)
市役所南館10階大会議室
参加者1名

都市計画の案の縦覧
意見書の提出

2019年4月1日～15日
縦覧0名 意見書0件

茨木市都市計画審議会

2019年5月28日
市役所南館8階中会議室

都市計画変更告示

2019年6月中旬(予定)